

## 第 2 1 4 回 役 員 会 議 事 次 第

I 日 時 令和6年3月13日（水）経営協議会終了後～

II 場 所 オンライン会議

### III 議 事

1 前回議事録の確認について

2 審議事項

（1）共生社会創成学部の設置について

【学長・副学長】資料1

（2）給与関係規則等の一部改正について

【総務課長】資料2

（3）令和6年度筑波技術大学予算（案）について

【財務課長】資料3

（4）令和6年度資金運用計画について

【財務課長】資料4

（5）その他

3 報告事項

（1）その他

### IV 配付資料

資料1 共生社会創成学部の設置について

資料2 給与関係規則等の一部改正について

資料3 令和6年度筑波技術大学予算（案）について

資料4 令和6年度資金運用計画について

次回予定 令和6年4月24日（水）教育研究評議会終了後～

## 第 2 1 3 回 国立大学法人筑波技術大学役員会議事録（案）

I 日 時 令和6年3月5日（火）16：15～16：30

II 場 所 オンライン（Zoom）会議

III 出席者等

- ・出席者 石原学長（議長）、酒井（貢）理事、四日市理事、長島理事
- ・陪席者 鈴木（瑞）監事、鈴木（浩）監事、谷副学長、香田副学長
- ・事務局 井手大学戦略課長（兼）総務課長、三村財務課長、元井聴覚障害系支援課長、大滝視覚障害系支援課長、他6名

IV 議 事

1 前回議事録の確認について

前回議事録は、原案のとおり確認された。

2 審議事項

（1）人事・給与関係規則等の一部改正について

井手大学戦略課長から、資料1により、人事・給与関係規則等の一部改正について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

3 報告事項

（1）履修規程の一部改正について

（2）令和5年度卒業者・修了者について

（3）令和6年度入学者選抜実施状況（学部・大学院）

（4）令和6年度入学者選抜欠員補充第2次募集について

（5）動物実験に関する外部検証結果について

（6）令和4年度決算における剰余金の繰越承認について

（7）その他

報告事項（1）～（6）については、資料2～7により報告があった。

以 上

## 基本計画書(案)

基本計画書									
事項	記入欄								備考
計画の区分	学部の設置								
フリガナ設置者	コクリツダイガクホウジンツクバギジュツダイガク 国立大学法人筑波技術大学								
フリガナ大学の名称	ツクバギジュツダイガク 筑波技術大学 (Tsukuba University of Technology)								
大学本部の位置	茨城県つくば市天久保4丁目3番15								
大学の目的	聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資する。								
新設学部等の目的	共生社会創成学部では、情報アクセシビリティに関する情報科学的な知識と、社会と多様なマイノリティの関係に関する社会的な知識を身に付けることができる教学を提供し、ダイバーシティ&インクルージョンをより一層推進する役割を担うことができる障害者を育成する。また、このような知識体系を「情報保障学」と呼び、情報保障に資する実践について考究する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	共生社会創成学部 (Faculty of Diversity and Inclusion Studies) 共生社会創成学科 (Department of Diversity and Inclusion Studies)	年	人	年次 人	人	学士 (情報保障学)	社会学・社会福祉学関係、工学関係	令和7年4月 第1年次 令和8年4月 第2年次 令和9年4月 第3年次	茨城県つくば市
	視覚障害コース (Course of Visual Disability)	4	10	2年次 若干名 3年次 若干名	40	学士 (情報保障学)	社会学・社会福祉学関係、工学関係	令和7年4月 第1年次 令和8年4月 第2年次 令和9年4月 第3年次	茨城県つくば市
	聴覚障害コース (Course of Hearing Disability)	4	5	2年次 若干名 3年次 若干名	20	学士 (情報保障学)	社会学・社会福祉学関係、工学関係	令和7年4月 第1年次 令和8年4月 第2年次 令和9年4月 第3年次	茨城県つくば市
計		15		60					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	産業技術学部 産業情報学科 [定員減] (△3) (令和7年4月) 総合デザイン学科 [定員減] (△2) (令和7年4月) 保健科学部 保健学科鍼灸学専攻 [定員減] (△10) (令和7年4月)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計				
	共生社会創成学部 共生社会創成学科 (視覚障害コース)	50科目	31科目	10科目	91科目	124単位			
共生社会創成学部 共生社会創成学科 (聴覚障害コース)	53科目	24科目	10科目	87科目	124単位				
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計	人	人	
新設	共生社会創成学部共生社会創成学科	6 (7)	6 (7)	6 (6)	1 (1)	19 (21)	0 (0)	76 (58)	
設分	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (5)	6 (6)	6 (6)	1 (1)	17 (18)	/	/	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計 (a~b)	4 (5)	6 (6)	6 (6)	1 (1)	17 (18)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a, b又はcに該当する者を除く)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (3)			
計 (a~d)	6 (7)	6 (7)	6 (6)	1 (1)	19 (21)	0 (0)	76 (58)		
計	-	-	-	-	-	-	-		

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 11人  
大学設置基準別表第一イ備考三に定める基幹教員以外の教員を算入する数 2人

既	産業技術学部産業情報学科	7 (9)	11 (12)	1 (2)	5 (5)	24 (28)	0 (0)	54 (59)	大学設置基準別表第一-Iに定める 基幹教員数の 四分の三の数 11人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (8)	11 (12)	1 (2)	5 (5)	23 (27)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	6 (8)	11 (12)	1 (2)	5 (5)	23 (27)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
	計（a～d）	7 (9)	11 (12)	1 (2)	5 (5)	24 (28)			
設	産業技術学部総合デザイン学科	5 (6)	1 (2)	2 (2)	2 (1)	10 (11)			0 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (5)	1 (2)	2 (2)	2 (1)	9 (10)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	4 (5)	1 (2)	2 (2)	2 (1)	9 (10)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)			
	計（a～d）	5 (6)	1 (2)	2 (2)	2 (1)	10 (11)			
設	保健科学部保健学科	6 (6)	2 (4)	2 (4)	3 (3)	13 (17)			0 (0)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	2 (4)	2 (4)	3 (3)	13 (17)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	6 (6)	2 (4)	2 (4)	3 (3)	13 (17)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	6 (6)	2 (4)	2 (4)	3 (3)	13 (17)			

保健科学部情報システム学科		人	人	人	人	人	人	人
		6	1	2	3	12	0	35
		(6)	(3)	(2)	(1)	(12)	(0)	(36)
分	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	6	1	2	3	12		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	小計（a～b）	6	1	2	3	12		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0		
	計（a～d）	6	1	2	3	12		
計		(6)	(3)	(2)	(1)	(12)		
合 計		-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
職 種		専 属			そ の 他			計
事 務 職 員		人			人			人
		47			25			72
		(47)			(25)			(72)
技 術 職 員		14			25			39
		(14)			(25)			(39)
図 書 館 職 員		2			3			5
		(2)			(3)			(5)
そ の 他 の 職 員		0			0			0
		(0)			(0)			(0)
指 導 補 助 者		0			0			0
		(0)			(0)			(0)
計		63			53			116
		(63)			(53)			(116)
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計		
	校 舎 敷 地	71,292㎡	0㎡	0㎡		71,292㎡		
	そ の 他	0㎡	0㎡	0㎡		0㎡		
	合 計	71,292㎡	0㎡	0㎡		71,292㎡		
校 舎	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計			
	17,260㎡ (17,260㎡)	0㎡ ( 0㎡)	0㎡ ( 0㎡)		17,260㎡ (17,260㎡)			
教室・教員研究室		教 室	104室	教 員 研 究 室	101室		大学全体	
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具	標本	
		冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	点	点	
	共生社会創成学部	97,957 [11,957] (94,993 [11,867])	1,219 [715] (1,072 [715])	3,348 [2,432] (3,318 [2,429])	2,198 [2197] (2,198 [2,197])	0 (0)	0 (0)	
	計	97,957 [11,957] (94,993 [11,867])	1,219 [715] (1,072 [715])	3,348 [2,432] (3,318 [2,429])	2,198 [2,197] (2,198 [2,197])	0 (0)	0 (0)	
スポーツ施設等	スポーツ施設		講堂		厚生補導施設		大学全体	
	1,604㎡		438㎡		1,883㎡			

大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数  
11人  
大学設置基準別表第一イ備考三に定める基幹教員以外の教員を算入する数  
2人

学部等単位での特定不能のため、大学全体の数

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費による
	経費の見積り	教員1人当り研究費等	—	—	—	—	—	—	
	共同研究費等	—	—	—	—	—	—	—	
	図書購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	設備購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
学生納付金以外の維持方法の概要	該当なし								
既設大学の状況	大学の名称	筑波技術大学							
	学部の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	産業技術学部	年	人	年次人	人		倍		
	産業情報学科	4	35	—	140	学士（工学）	1.01	平成18年度	茨城県つくば市
	総合デザイン学科	4	15	—	60	学士（総合デザイン学）	0.95		
	保健科学部						0.68	平成18年度	茨城県つくば市
	保健学科鍼灸学専攻	4	20	—	80	学士（鍼灸学）	0.45		
	保健学科理学療法学専攻	4	10	—	40	学士（理学療法学）	0.75		
	情報システム学科	4	10	—	40	学士（工学）	1.10		
	技術科学研究科						0.62	平成22年度	茨城県つくば市
産業技術学専攻	2	4	—	8	修士（工学） （デザイン学）	0.50			
保健科学専攻	2	3	—	6	修士（鍼灸学） （理学療法学） （工学）	0.83			
情報アクセシビリティ専攻	2	5	—	10	修士（情報保障学）	0.60	平成26年度		
附属施設の概要	名称：障害者高等教育研究支援センター 目的：聴覚・視覚障害学生の支援 所在地：茨城県つくば市天久保4丁目3番15 設置年月：平成17年10月1日 規模等：1,506㎡								

- (注)
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
  - 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
  - 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
  - 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
  - 5 大学の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
  - 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
  - 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

国立大学法人筑波技術大学職員給与規程の一部改正について（案）

1. 改正趣旨

令和5年8月の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえ、職員給与規程について所要の改正を行う。

2. 改正内容

令和5年12月期に0.05月分引き上げた期末勤勉手当の支給割合について、令和6年から6月期及び12月期で平準化する。(第35条第2項、第36条第2項関係)

区 分	6月期	12月期	年 間
勤勉手当	1.025月(現行1.00月)	1.025月(現行1.05月)	2.05月
	※1.225月(現行1.20月)	※1.225月(現行1.25月)	※2.45月
期末手当	1.225月(現行1.20月)	1.225月(現行1.25月)	2.45月
	※1.025月(現行1.00月)	※1.025月(現行1.05月)	※2.05月

※は特定幹部職員の支給月数

3. 施行日

令和6年4月1日

4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学職員給与規程新旧対照表（案）

新 (略)	旧 (略)
<p>(期末手当)</p> <p>第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第36条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第36条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給及び俸給の調整額に算出率を乗じて得た額。以下この条及び次条において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、その額に、同表の区分に応じ、俸給に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の<u>122.5</u>を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の<u>102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第36条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第36条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給及び俸給の調整額に算出率を乗じて得た額。以下この条及び次条において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、その額に、同表の区分に応じ、俸給に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の<u>125</u>を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の<u>105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。</p>



新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の<u>102.5</u>（特定幹部職員にあつては、100分の<u>122.5</u>）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第24条に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の<u>105</u>（特定幹部職員にあつては、100分の<u>125</u>）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

## 国立大学法人筑波技術大学役員報酬規程の一部改正について（案）

### 1. 改正趣旨

令和5年8月の人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の改正を踏まえ、役員報酬規程について所要の改正を行う。

### 2. 改正内容

令和5年12月期に0.10月分引き上げた期末特別手当の支給割合について、令和6年度から6月期も含めた割合に平準化する。（第8条第2項関係）

区 分	6月期	12月期	年間
期末特別手当	1.70月（現行1.65月）	1.70月（現行1.75月）	3.40月

### 3. 施行日

令和6年4月1日

### 4. 新旧対照表

別紙のとおり

国立大学法人筑波技術大学役員報酬規程新旧対照表（案）

新	旧
<p>(略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ学長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給の月額(本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額)に、当該本給の月額に100分の45を乗じて得た額を加えた合計額を基礎として、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ学長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき本給の月額(本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額)に、当該本給の月額に100分の45を乗じて得た額を加えた合計額を基礎として、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p>

## 令和6年度 筑波技術大学 予算編成方針（案）

### I. 趣旨

本学は「聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、社会に貢献できる先駆的な人材を育成することを教育的使命とし、この使命を果たすために幅広い教養と高い専門性を授ける教育を行う」ことを理念として掲げており、その実現に向けた具体的な取り組みを推進するため、必要となる予算の措置に関して、法人としての自主的・自律的な方針を定める。

### II. 予算編成の基本理念

予算の編成に際して、文部科学省から内示のあった運営費交付金及び自己収入見込額を財源の基礎として、次の基本理念に基づき支出予算を編成する。

#### 1 資源配分を通じて、本学の第4期中期目標・中期計画の達成を支援

本学の第4期中期目標・中期計画に掲げる、大学として強化・補強すべき領域や重点分野の活動への取組状況、自己点検・評価のために自ら設定した評価指標の達成状況等を勘案の上、その成果、取組への姿勢が明確なものに資源を優先的に配分することにより、財政面から当該計画の実行を支える。

#### 2 活動に見合う資源配分により積極的な取り組みを誘引

教育及び研究等の活動に見合う資源を配分することにより、教育方法の改善や先進的な研究等の積極的な取組を促進させる。

#### 3 予算の意図を明確にして学内に伝達

本学の特徴的な教育研究事業及び情報基盤や施設設備の計画的整備など、大学の戦略意図や方向性を財務面で明確にするとともに、それらを学内に正確に伝達し、学内の理解が容易となるような予算配分の工夫を行う。

#### 4 財務分析やコスト分析等を反映

財務分析やコスト分析等を参考にしつつ各事業の業務の見直しを行うなど、より効率的・効果的な資源配分が行えるよう工夫を行う。

### III. 本方針の対象とする予算とその構成

#### 1 大学運営経費

運営費交付金収入及び授業料収入等を財源とする大学運営経費の収入支出予算は、運営費交付金算定上の収入支出予算を基礎とする。

##### (1) 収入予算

収入予算は、運営費交付金収入、授業料等収入、附属診療所収入及びその他の収入に区分する。

##### ① 授業料等収入

授業料等収入は、検定料収入、入学料収入及び授業料収入に区分する。

## ② その他の収入

その他の収入は、職員宿舍貸付料収入、寄宿舍料収入及び雑収入に区分する。

## (2) 支出予算

支出予算は、人件費、物件費及び予備費に区分する。

### ① 人件費

人件費は、報酬・給与、退職手当等に区分するものとし、令和6年度の採用計画に基づき所要額を確保する。

### ② 物件費

物件費は、基盤的経費及び特定経費に区分する。

(a) 基盤的経費は、本学の教育研究環境の維持向上に必要な基盤的なものに係る経費とし、教育経費、研究経費、教育研究支援経費、附属診療所経費及び管理経費に区分する。

なお、研究経費のうち、教員当研究経費については、以下の二つについて反映させる。

- ・ 成果を中心とする実績状況に基づく配分額
- ・ 学生定員未充足影響額

(b) 特定経費は、本学の中期目標・中期計画に沿ったミッション実現に向けた経費とし、ミッション実現加速化経費、学長裁量経費に区分する。

ミッション実現加速化経費は、「第4期」の評価指標の達成に資するもので、教育・研究活動の結果として生じた社会的、環境的なアウトカムにつながる事業（社会的インパクトを創出する事業）のために必要な経費に充てる。

学長裁量経費は、「学長のリーダーシップに基づき、大学としての理念・ビジョンを踏まえ、業務運営の改善や教育研究活動の活性化等の取組に活用するための経費」に充てる。

なお、令和5年度まで新型コロナウイルス感染症対策関連経費として、感染症防止対策経費や遠隔授業等促進経費等を計上していたが、令和6年度より予算計上を廃止する。

### ③ 予備費

偶発的事象や突発的事象等の不測の事態（授業料収入等の減収を含む。）に対処するための経費として、一定額を計上する。

## 2 その他の予算

下記に掲げる予算は、財務課において予算管理を行い、それぞれの予算の具体的な用途及び配分については、学長が決定する。

### (1) 間接経費（全学共通分）

間接経費（全学共通分）は、科学研究費補助金等の政府補助金及び産学連携等研究における間接経費の100%を以ってその財源とし、全学的な経費に充てる。

なお、獲得部局には間接経費の50%相当額を間接経費相当研究経費として配分する。

### (2) 奨学寄附金（全学共通分）

奨学寄附金（全学共通分）は、本学が受け入れた奨学寄附金（基金分及び助成金分を除く）の一部（受入額の3%）を財源として、全学的な経費に充てる。

### （3）目的積立金

目的積立金は、「剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る文部科学大臣の承認」を経た後、本学において目的積立金とする意思決定を行い、全学的な観点から、教育研究の質の向上及び業務運営の改善を図る経費に充てる。

特に令和6年度においては、令和7年度開設予定の共生社会創成学部に関する必要経費等に充てることとする。

### （4）その他の予算

次に掲げる予算は、用途及び配分等が特定されているため、それぞれの予算の趣旨を踏まえ取り扱うこととする。

- ・奨学寄附金（全学共通分を除く。）
- ・受託研究、共同研究、受託事業（間接経費を除く。）
- ・施設整備費補助金等
- ・科学研究費補助金等（間接経費を除く。）
- ・その他文部科学省等から交付される補助金等

## IV. 部局における執行について

部局においては、本学の予算編成方針の趣旨を踏まえ、事業目的に沿った適切な執行に努めることとする。

なお、部局間の予算振替や部局内における予算科目間の流用を認め、弾力的な執行を可能とする。（ただし、ミッション実現加速化経費など用途が特定されている経費を除く。）

## V. 予算の補正

年度途中において、大学運営経費に係る収入予算及び支出予算に大幅な増減等が生じ、または、その内容を変更する必要性が生じた場合には、適宜、それぞれの予算の補正を行うことができるものとする。

## VI. 外部資金の確保について

科学研究費補助金等の競争的資金、寄附金、共同研究費及び受託研究費等の外部資金は、大学の努力により収入増が期待できるものである。このため、多様な主体からの外部資金をより戦略的に獲得に努めるものとする。

令和6年度筑波技術大学当初予算(案)

(単位:千円)

区分	R5 当初予算額 (A)	R5 補正予算額 (B)	R6 当初予算額 (C)	差額 (C) - (B)	主な要因
<b>&lt;収入&gt;</b>					
1 運営費交付金収入					
(1)基幹運営費交付金収入	2,155,557	2,155,572	2,128,357	△ 27,215	ミッション実現加速化係数対象分による減: △12,295千円 法人運営活性化支援分配対象外に伴う減: △ 6,407千円 教育関係共同実施分(教育拠点)の予算減: △ 1,739千円 成果分配に基づく減(総額△10,990千円): △ 1,096千円 感染症対応(新型コロナ)経費の配分終了: △ 1,300千円
(2)特殊要因運営費交付金収入	71,263	87,036	144,765	57,729	退職手当の増: 71,624千円 教育研究等基盤維持経費の減による減: △13,895千円
小計	2,226,820	2,242,608	2,273,122	30,514	
2 授業料等収入					
(1)検定料収入	1,975	2,074	2,074	0	
(2)入学金収入	24,252	23,124	25,662	2,538	令和6年度見込 25,662千円の内訳 産業技術学部: 45人、保健科学部: 23人、 共生社会創成学部: 15人、大学院技術科学研究科: 8人
(3)授業料収入	174,135	173,046	171,991	△ 1,055	令和6年度見込 171,991千円の内訳 産業技術学部: 199人、保健科学部: 105人、 大学院技術科学研究科: 17人
小計	200,362	198,244	199,727	1,483	
3 附属診療所収入					
(1)附属診療所収入	78,828	77,913	77,100	△ 813	
小計	78,828	77,913	77,100	△ 813	
4 その他の収入					
(1)職員宿舍貸付料収入	8,572	8,561	8,390	△ 171	
(2)寄宿舎料収入	15,275	15,842	15,842	0	
(3)雑収入	4,517	5,120	6,208	1,088	
小計	28,364	29,523	30,440	917	
収入計	2,534,374	2,548,288	2,580,389	32,101	
<b>&lt;支出&gt;</b>					
1 人件費					
(1)報酬・給与	1,636,957	1,615,765	1,669,332	53,567	常勤教員の採用、昇任等による増加: 約20,000千円 学内予算の組替え(特定経費)等による増加: 約30,800千円
(2)退職手当等	71,263	73,141	145,600	72,459	
小計	1,708,220	1,688,906	1,814,932	126,026	
2 物件費(基盤的経費)					
(1)教育経費	159,708	161,230	153,034	△ 8,196	昨年度限り経費の減等による減少
(2)研究経費	43,160	43,148	43,673	525	
(3)教育研究支援経費	62,599	63,353	60,657	△ 2,696	学内予算の組替え等による減少
(4)附属診療所経費	75,576	74,661	73,848	△ 813	
(5)管理経費	269,399	252,228	244,123	△ 8,105	財務会計システムのリース期間満了による減: 約△5,600千円 (ファイナンスリースからオペレーティングリースへの契約変更)
小計	610,442	594,620	575,335	△ 19,285	
3 物件費(特定経費)					
(1)ミッション実現加速化経費	117,770	117,770	84,366	△ 33,404	法人運営活性化支援分配対象外に伴う減: 約△ 6,800千円 教育関係共同実施分(教育拠点)の予算減: 約△ 1,700千円 学内予算の組替え(人件費)等による減少: 約△24,000千円
(2)学長裁量経費	67,000	67,000	67,000	0	
(3)委員会経費	18,000	21,103	28,756	7,653	令和6年度認証評価受審に伴う費用: 約5,900千円
(4)新型コロナウイルス感染症対策関連経費	2,942	2,942	0	△ 2,942	
(5)設備整備費及び営繕事業費	0	8,604	0	△ 8,604	
小計	205,712	217,419	180,122	△ 37,297	
4 予備費	10,000	47,343	10,000	△ 37,343	
5 借入金償還経費	0	0	0	0	
支出計	2,534,374	2,548,288	2,580,389	32,101	
<b>大学運営経費予算の合計</b>					
	2,534,374	2,548,288	2,580,389	32,101	
収入-支出					
		0	0		

<参考> 大学運営経費予算以外の収支

<b>&lt;収入&gt;</b>					
1 (1)間接経費(全学共通分)	20,490	18,418	20,628	2,210	
(2)奨学寄附金(全学共通分)	814	1,166	351	△ 815	
(3)目的積立金	66,832	126,175	40,000	△ 86,175	合計126,175千円 当期40,000千円執行予定
小計	88,136	145,759	60,979	△ 84,780	
2 (1)奨学寄附金(全学共通分を除く)	26,292	37,683	11,355	△ 26,328	
(2)産学連携等研究費(直接経費)	12,089	2,772	8,369	5,597	
(3)施設費交付事業費	0	0	16,000	16,000	新学部教室等改修
(4)施設整備費補助金	272,910	272,910	103,740	△ 169,170	受変電設備更新工事
(5)設備整備費補助金	12,309	132,309	120,000	△ 12,309	全学ネットワーク設備更新事業
(6)科研費等補助金(直接経費)	65,842	59,850	66,831	6,981	
小計	389,442	505,524	326,295	△ 179,229	
収入計	477,578	651,283	387,274	△ 264,009	
<b>&lt;支出&gt;</b>					
1 (1)間接経費(全学共通分)	20,490	18,418	20,628	2,210	
(2)奨学寄附金(全学共通分)	814	1,166	351	△ 815	
(3)目的積立金	66,832	126,175	40,000	△ 86,175	新学部設置準備に伴う経費
小計	88,136	145,759	60,979	△ 84,780	
2 (1)奨学寄附金(全学共通分を除く)	26,292	37,683	11,355	△ 26,328	
(2)産学連携等研究費(直接経費)	12,089	2,772	8,369	5,597	
(3)施設費交付事業費	0	0	16,000	16,000	新学部教室等改修
(4)施設整備費補助金	272,910	272,910	103,740	△ 169,170	受変電設備更新工事
(5)設備整備費補助金	12,309	132,309	120,000	△ 12,309	全学ネットワーク設備更新事業
(6)科研費等補助金(直接経費)	65,842	59,850	66,831	6,981	
小計	389,442	505,524	326,295	△ 179,229	
支出計	477,578	651,283	387,274	△ 264,009	
<b>&lt;参考&gt; 大学全体予算の総計</b>					
	3,011,952	3,199,571	2,967,663	△ 231,908	

## 2024年度「成果を中心とする実績状況に基づく配分額」算定の考え方

配分指標	順位	【参考】 昨年順位	国立大学全体 (億円)	本学			
				配分基礎額(千円)A 小数点以下切り上げ	配分額(千円)B 小数点以下切り上げ	B-A(千円)	配分率(%)
1-①卒業・修了者の就職・進学等の状況(学士課程)	10	10	15	2,429	1,822	▲ 607	75
1-②卒業・修了者の就職・進学等の状況(修士課程)	13	13	20	3,239	2,430	▲ 809	75
1-③卒業・修了者の就職・進学等の状況(博士課程)	-	-	25	4,049	4,049	0	100
2-④博士号授与率	-	-	60	9,716	9,716	0	100
3-⑤大学教育改革に向けた取組の実施状況	12	10	50	8,097	6,883	▲ 1,214	85
4-⑥若手研究者比率	12	12	115	18,622	15,829	▲ 2,793	85
4-⑦新規採用者に占める若手研究者比率	5	11	40	6,478	7,126	648	110
5-⑧常勤教員当たり研究業績数	14	14	50	8,097	6,073	▲ 2,024	75
5-⑨常勤教員当たり研究業績の伸び率	3	2	25	4,049	4,657	608	115
5-⑩常勤教員当たり研究業績の伸び幅	4	2	25	4,049	4,657	608	115
6-⑪常勤教員当たり科研費獲得件数・獲得額	13	13	50	8,097	6,478	▲ 1,619	80
6-⑫常勤教員当たり科研費獲得件数・獲得額の伸び率	4	3	25	4,049	4,657	608	115
6-⑬常勤教員当たり科研費獲得件数・獲得額の伸び幅	4	3	25	4,049	4,657	608	115
7-⑭常勤教員当たり受託・共同研究受入額	14	13	50	8,097	6,073	▲ 2,024	75
7-⑮常勤教員当たり受託・共同研究受入額の伸び率	9	5	25	4,049	3,847	▲ 202	95
7-⑯常勤教員当たり受託・共同研究受入額の伸び幅	9	8	25	4,049	3,847	▲ 202	95
8-⑰人事給与マネジメント改革状況	10	14	40	6,478	5,831	▲ 647	90
9-⑱会計マネジメント等改革状況	6	7	35	5,668	5,952	284	105
10-⑲ダイバーシティ環境醸成の状況	1	1	35	5,668	7,085	1,417	125
11-⑳寄附金等の経営資金獲得実績	13	13	75	12,145	9,716	▲ 2,429	80
11-㉑寄附金等の経営資金獲得実績の伸び率	10	2	37.5	6,073	5,466	▲ 607	90
11-㉒寄附金等の経営資金獲得実績の伸び幅	10	4	37.5	6,073	5,466	▲ 607	90
12-㉓運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数	-	-	115	-	-	-	-
配分総額				143,307	132,317	▲ 10,990	
調整額						0	
配分調整額			1,000	143,307	132,317	▲ 10,990	

【備考】(1)順位については、「グループ③ 14大学」の中でのもの

14大学の内訳:筑波技術大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京芸術大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、奈良女子大学、九州工業大学、鹿屋体育大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

(2)配分基礎額の考え方

本学のミッション実現加速化係数対象経費(令和6年度予算額)を全機関の合計額で除し、シェア率(0.001619293)を算定。  
シェア率を国立大学全体の885億円(12-㉓除く)に乘じ、配分基礎額を算定。

(3)配分率の考え方

重点支援の枠組ごとに指標の値を比較した順位に応じて「上位10%以上に位置:125%」、「20%以上:120%」、「30%以上:115%」、「40%以上:110%」、「45%以上:105%」、「50%以上:100%」、「60%以上:95%」、「70%以上:90%」、「80%以上:85%」、「90%以上:80%」、「90%未満:75%」を設定。

(4)共有及び活用状況

本資料を部局長会議等で共有し説明するとともに、配分指標3,5,6,7については、部局の教育研究経費に反映。

※ 総額については、配分指標ごとに小数点以下切り上げしているため、一致しない。



## 令和6年度 資金運用計画（案）

令和6年度の資金運用にあたっては、国立大学法人筑波技術大学余裕金運用細則（平成21年細則第3号）第4条第1項に基づき、下記のとおり資金運用計画を策定し実施することとする。

### 1. 運用の基本的な考え方

#### （1）長期運用

1年を超える期間の運用。元本の安全性の確保を重視し、出来る限り満期償還額が平準化するよう運用期間を設定するものとする。

#### （2）短期運用

1年を超えない期間の運用。支払資金に不足が生じない範囲を限度として、元本の安全性の確保を重視し、かつ効率的な運用を行う。

### 2. 運用する資金

- （1）長期運用 大学基金、自己収入、寄附金
- （2）短期運用 運営費交付金、自己収入、寄附金

### 3. 運用計画

以下のとおり運用を行い、前年度と同様の運用益の維持に努める。

#### （1）長期運用

新規運用：大学基金等を財源とし、3億円程度を運用する。なお、運用方法は国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、国債、地方債、政府保証債及びその他主務大臣の指定する有価証券（一般担保付社債等）により運用する。

#### （2）短期運用

学内資金の収支動向等を基に手元余裕金の把握に努め、資金残高から留保額（1億円）を控除したものを財源として、定期預金、譲渡性預金等の銀行預金により運用を行う。

##### R6 運用計画

前年度実績を踏まえた運用を行う。

#### <参考> R5 運用実績

年 間	: 300,000 千円
第1四半期	: 350,000 千円
第2四半期	: 400,000 千円
第3四半期	: 400,000 千円
第4四半期	: 300,000 千円
合 計	1,750,000 千円

### 4. 運用益の使途

大学運営経費予算の財源に充てる。

ただし、基金を財源とした運用益は、基金の収入とする。

<参考> 令和5年度運用益実績	短期運用益	: 745,000 円（予定）
	合 計	: 745,000 円

# 令和5年度 資金運用実績

## 1. 長期運用

### (1) 有価証券

運用実績なし

## 2. 短期運用

### (1) 定期預金

- ① 定期預金(中国工商銀行)  
利率: 年0.21%  
預入期間: 令和5年3月31日～令和6年3月30日(365日間)  
預入額: 300,000,000円(※うち、基金分150,000,000円)  
運用益: 630,000円
- ② 定期預金(中国工商銀行)  
利率: 年0.05%  
預入期間: 令和5年4月14日～令和5年6月26日(73日間)  
預入額: 350,000,000円  
運用益: 35,000円
- ③ 定期預金(中国工商銀行)  
利率: 年0.04%  
預入期間: 令和5年7月14日～令和5年9月25日(73日間)  
預入額: 400,000,000円  
運用益: 32,000円
- ④ 定期預金(東京スター銀行)  
利率: 年0.03%  
預入期間: 令和5年10月13日～令和5年12月25日(73日間)  
預入額: 400,000,000円  
運用益: 24,000円
- ⑤ 定期預金(中国工商銀行)  
利率: 年0.04%  
預入期間: 令和6年1月16日～令和6年3月29日(73日間)  
預入額: 300,000,000円  
運用益: 24,000円

(円)	
令和5年度 短期運用益 計	745,000
(円)	
令和5年度 運用益 合計	745,000